

問合せ・回答集

No.	項目	問合せ内容	回答	根拠法令・通知等
1	共通	4/1付で区分変更をし、5/1の認定審査会で認定結果が出た利用者の4月サービス提供分について、5月に請求することは可能か。	5月請求（5/10ㄨ請求）については、4月末時点での受給者台帳情報に基づき、国保連合会で審査されます。5/1の認定審査会において区分変更され方については、4月末時点で認定結果が出ておりませんので、5月に請求はできません。6月以降の請求となります。 この取り扱いは、新規申請の場合も同様となります。	
2	居宅介護支援	入院時情報連携加算について、病院と口頭でのやりとりがない方法（FAXやメール、郵送等）により、情報提供を行った場合は、送信等を行ったことが確認できれば算定可能か。	入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAX等による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておかなければいけません。	「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」の送付について 問139
3	介護予防支援 居宅介護支援	利用者が、月の途中で要支援から要介護に変更となった場合、その月の給付管理はどのように行うのか。	月の途中で要支援から要介護に変更となり事業所が変更となった場合は、介護予防業務を行う主体が介護予防事業所（地域包括支援センター等）から居宅介護支援事業所に移るため、担当する事業者が変更となります。この場合、月末に担当した事業者（小規模多機能型居宅介護事業所を除く）が給付管理表を作成・提出し、居宅介護支援費を請求します。 ただし、要介護状態区分へ変更後に利用実績がなく、変更前には利用実績がある場合、変更後の居宅介護支援事業所では、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は、請求できません。この場合、前に担当していた介護予防支援事業所（地域包括支援センター等）が給付管理票を作成し、介護予防支援費を請求します。 この取り扱いは、要介護から要支援への変更においても同様です。	平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2）問37
4	介護予防支援 居宅介護支援	居宅サービス計画作成依頼届出書の新規・変更のどちらで提出すればよいかわからない。	「新規」で届出をする方は、初めて介護保険を利用する方や他市町村からの転入等です。 「変更」で届出をする方は、契約している事業所から別の事業所に変更をする方です。 この取り扱いは、介護予防支援においても同様です。	
5	介護予防支援 居宅介護支援 介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護	月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始または終了した場合に、居宅介護サービス利用にかかる給付管理票の作成と国保連合会への提出はどこが行えばよいか。	月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始または終了した場合は、小規模多機能型居宅介護の利用開始前または利用開始後の居宅介護支援事業所が小規模多機能型居宅介護を含めて給付管理票を作成し、国保連合会へ提出、居宅介護支援費を請求します。 なお、同月内で複数の居宅介護支援事業所が担当する場合には、月末時点または最後の居宅介護支援事業所が給付管理票の作成・提出を行い、居宅介護支援費を請求します。 この取り扱いは、介護予防小規模多機能型居宅介護においても同様です。	平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2）問38
6	要介護認定	要介護・要支援認定の結果が決まった際、ケアマネジャーが窓口で結果を受け取りに行きたいがどうすればよいか。	結果通知を窓口で受け取る場合、介護認定審査会当日までに、被保険者またはご家族から愛西市高齢福祉課へその旨をご連絡ください。	
7	要介護認定 （資料提供）	利用者が事業所を変更する場合、新事業所に申出書で取り寄せた資料を共有してよいか。	新事業所が必要であれば、新事業所から愛西市役所へ資料提供の申請をお願いします。	
8	通所介護	利用者の体調不良により1時間でサービス提供が終わったが、通所介護費は算定できるか。	当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず1時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定することはできない。	令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）問26
9	通所介護	介護医療院を退所した日にデイサービスを利用できるか。	介護医療院の退所日に福祉系サービスを利用することは可能ですが、施設サービスでも機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正ではありません。	老企第36号 （3）施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

10	訪問介護	初回加算算定の要件はどのようなものか。	初回加算は過去2か月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されますが、この場合の2か月とは暦月（月の初日から月の末日まで）によるものです。例えば、6月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の4月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となります。 次の点の留意も必要となります。 ①初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能。 ②一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所及び指定第1号事業所の利用実績は問わない。	平成21年4月改定関係Q&A (Vol. 1) 問33
11	訪問介護	訪問介護を利用しての院内介助は可能か。	介護保険訪問介護を利用しての院内介助は原則認めない。 理由：基本的には院内スタッフにより対応されるべきものであるため。 病院側に院内介助の体制があるか否かを確認してください。院内介助の体制がある場合は、病院へ依頼してください。 ※ただし、次の場合は、利用可能となります。ヘルパーがいないと利用者が不穏になる、目や耳が不自由など利用者の状況によって必要だと判断した場合は、ケアプランに位置づけ利用可能。 病院側に院内介助の体制がない場合は、ヘルパーがいないと利用者が不穏になる、目や耳が不自由など利用者の状況によって必要だと判断した場合は、ケアプランに位置づけ利用可能。 ※院内介助を利用する場合、診察室（検査室）は訪問介護費を算定できません。	
12	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	1日に2か所の短期入所を利用することは可能か。	1日に2か所の短期入所を利用することは可能です。ただし、A事業所からB事業所に利用する事業所を変更した日については、A事業所・B事業所とも介護報酬請求を行うことから、利用変更日は、2日と計算されるため、利用日数の計算を間違えないように注意してください。	介護保険最新情報Vol. 952 「令和3年介護保険報酬改定に関するQ&A」問67
13	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	短期入所生活介護の利用中に、福祉用具貸与については算定可能か。	短期入所生活介護利用中の福祉用具貸与の算定については、貸与品の返却・再搬入が実情として困難である点を考慮し、算定は可能です。 しかし、短期入所生活介護は短期期間での利用を前提としていますので、やむを得ない事情があり、短期入所生活介護を長期間利用する場合、福祉用具貸与の算定はできません。 また、短期入所生活介護においては、サービス提供するために必要な設備及び備品等を備えることとされており、これらは短期入所生活介護の報酬に包括しているものと考えますので、原則として、福祉用具貸与で利用中の貸与品を短期入所先施設へ持参し利用することはできません。	平成12年3月1日 老企第36号 第2の1（2）サービス種類相互の算定関係について
14	福祉用具貸与	家族の居宅で、福祉用具（特殊寝台）を貸与することは可能か。	福祉用具は日常生活上の便宜を図るためのものであることから、原則として居宅以外で使う場合には算定対象外となります。ただし、本人の介護の都合などで子の家に滞在するなど、日常生活の拠点を一時的に移す場合に限り、例外的に算定が可能です。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第193条
15	福祉用具購入	選択制の購入の場合は医師への照会が必要だが、滅多に病院へ行かない被保険者の場合はどうしたらよいか。	介護認定時の主治医意見書やアセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握したうえで、選択に必要な情報が得られている場合は照会の省略が可能です。	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) 問112
16	福祉用具購入	特定福祉用具購入について、どのような場合に再購入や複数個購入できるのか。	既に購入した特定福祉用具が破損した場合、利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合に再購入が可能となります。再購入を検討されている場合、購入前に必ず愛西市高齢福祉課へご連絡ください。 複数個購入は、ロフトランドスクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定されるものに限りです。	介護保険施行規則第70条第2項 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) 問98